

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。			・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の取組							・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)
		R6年度							・引き続き、対象の全自治体の参加を求めている。(建設局)
		R7年度							・洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、対象の区市に対して直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築し、運用している。(建設局)
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・市の事情により、東京都から防災情報を区市長に直接伝達する際、事前に防災部局に連絡する運用としている。	・市長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。				・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防炎総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画を配信している(建設局)。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の取組	・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。				・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)	
		R6年度	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・市の事情により、東京都から防災情報を区市長に直接伝達する際、事前に防災部局に連絡する運用としている。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・市の事情により、東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。				・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに3河川を水位周知河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)	
		R7年度	引き続き伝達システムを維持する。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・市の事情により、東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。				・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに1河川を洪水予報河川に指定した。(建設局) ・新たに1河川を水位周知河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)	
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性を踏まえて検討する必要がある。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・程久保川・谷地川については、氾濫しても住民に命の危険を及ぼすおそれがないことから、避難勧告等の発令基準を定めていない。	・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供を行っている。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の取組	・作成済みの多摩川、浅川タイムラインに準じた対応を行っている。 ・程久保川・谷地川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討し必要に応じて作成していく。 ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。			・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
		R6年度	多摩川・浅川タイムラインを作成しているため、それらを準用した運用とする。	・必要に応じて、都管理河川(程久保川・谷地川)についてタイムラインを作成する必要があるか検討していく。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当者との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。				・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図の改定及び高潮特別警戒水位の再設定を行った(港湾局、建設局)。
		R7年度	引き続き準用した運用を行う。	・必要に応じて、都管理河川(程久保川・谷地川)についてタイムラインを作成する必要があるか検討していく。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当者との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。 ・令和8年5月下旬からの防災気象情報の見直しに関して、大雨や高潮の危険警報等の発表基準を東京都や区市町村と調整して新たに設定し、関係機関への周知を行っている。				・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位を設定済みである。(港湾局、建設局)

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。</p> <p>・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。</p> <p>※水害危険性の周知平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	現状と課題	河川水位情報を確認できるインターネットサイトについて、総合防災ガイドブックで周知を図っているほか、避難情報については、登録制メール、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、LINE、防災行政無線確認アプリを用いて発信している。情報伝達手法が個別対応のため、それぞれの情報発信に時間差がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。</li> <li>・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線、HP、SNS等で住民に伝達している。</li> <li>・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局)</li> <li>・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局)</li> <li>・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 建設局、港湾局
		今後の取組の具体的な	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報等の情報収集の方法について、総合防災ガイドブック等で引き続き普及啓発を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局)</li> <li>・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)</li> </ul>	
		R6年度	作成した総合防災ガイドブック第3版を用いて周知を図っていく。	情報収集方法や水害危険性について充実させた防災ガイドブックをもとに引き続き周知を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き気象庁ホームページ上でキキル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値等を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局)</li> <li>・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。(建設局)</li> <li>・都民や高潮防災関係機関等に高潮に関する映像情報を迅速かつ的確に提供することを目的とし、ライブカメラ2台を増設した。(港湾局)</li> <li>・高潮防災総合情報システムについて、職員用機能及び公開用機能の改修を継続的に進めている。(港湾局)</li> </ul>		
		R7年度	引き続き同様の周知を行っていく。	情報収集方法や水害危険性について充実させた防災ガイドブックをもとに引き続き周知を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き気象庁ホームページ上で警報・注意報やキキル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等の防災気象情報を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施していく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視カメラや水位計を増設し、引き続き、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局)</li> <li>・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。(建設局)</li> <li>・高潮防災総合情報システムについて機能改修を継続的に進めている。(港湾局)</li> </ul>	
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	<p>・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</p>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の避難情報を発表する運用を構築した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等においては、すべて警戒レベル表記で行っている。</li> <li>・市民に警戒レベルの理解が進んでいない可能性があるため、引き続き周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。</li> <li>・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局)</li> <li>・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局	
		今後の取組の具体的な	引き続きの運用体制とする。	防災講話等を通じて、市民への説明を行っていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。</li> <li>・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)</li> <li>・高潮氾濫発生情報を運用していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>	
		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の避難情報を発表する運用とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報の体系整理に係る検討・準備状況について、都道府県に説明を行った。</li> <li>・自治体向けの講習会や担当者打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通じて、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。</li> <li>・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて、令和6年5月27日から、対象地域をこれまでの地方単位から府県単位に絞り込んで発表する改善を行った。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</li> <li>・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</li> </ul>	
		R7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の避難情報を発表する運用とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな防災気象情報の内容について、機を捉えて東京都や都内区市町村に説明を行った。</li> <li>・自治体向けの講習会や防災担当者との打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通じて、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</li> <li>・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)</li> </ul>	
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小河内ダムからの放流通知を受けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの放流情報なども加味しながら避難情報の発信に努めている。</li> <li>・河川水位と放流情報の関係をより正確に把握しながら避難情報の提供ができるようにしていく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局)</li> <li>・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)</li> </ul>	【区市町】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局	
		今後の取組の具体的な	小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き情報収集を行っていく。	避難情報とダムの放流情報などが連携できるような体制を検討していく。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</li> <li>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)</li> </ul>	
		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き情報収集を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、避難情報とダムの放流情報などが連携できるような体制を検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</li> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</li> </ul>	
		R7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き情報収集を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、避難情報とダムの放流情報などが連携できるような体制を検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</li> <li>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</li> </ul>	

〇南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管福河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。</li> <li>・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。</li> </ul>	・総合防災ガイドブック(ハザードマップ)で避難場所を公表している。 ・隣接市の避難所情報は掲載していない。	・具体的な避難経路は定めておらず、大まかな避難方向を公開している。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)</li> <li>・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局、教育庁
		・隣接市の震災時の避難場所については、ハザードマップ改訂に合わせて掲載を行っていく。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく。	・引き続き、避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</li> </ul>	
		・総合防災ガイドブック(ハザードマップ)第3版により、隣接市の地震時の避難所について周知を行う。 ・風水害時の隣接市の避難所については掲載しない。	・隣接区市町村の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)</li> <li>・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)</li> </ul>	
		・総合防災ガイドブック(ハザードマップ)第3版により、隣接市の地震時の避難所について可能な範囲で周知を行う。 ・風水害時の隣接市の避難所については掲載しない。	・隣接区市町村の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・区部について雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。多摩部について引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>・新たに設置した都内自治体や関係機関を構成員等とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」において、都の広域避難計画である「東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」の策定に向けた検討を進めている。(総務局)</li> <li>・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)</li> </ul>	
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。</li> <li>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</li> <li>・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</li> <li>・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。</li> </ul>	・浸水想定(予想)区域、土砂災害警戒区域から、要配慮者利用施設を抽出し、地域防災計画に位置づけている。 ・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認を行っている。 ・施設数が多く、きめ細やかな対応が難しい。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを所管部署を通じて確認することが必要である。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</li> <li>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局)</li> <li>・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局)</li> <li>・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局)</li> <li>・区市町村地域防災計画に位置づけられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉局、保健医療局)</li> <li>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉局、保健医療局、教育庁、生活文化局、都市整備局(一、二、三、四、六建管内のみ)
		・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認を行った。 ・新たに作られた要配慮者利用施設について、浸水状況、土砂災害警戒区域の情報を確認し、避難確保計画の作成について依頼した。	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。</li> <li>・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、防災気象情報の活用方法について説明会を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、アンケート調査を実施し、結果の共有を行った。また、アンケート結果を踏まえ、関東地整と合同の意見交換会を開催することで必要な支援を行った。(建設局)</li> <li>・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、各地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、新橋地区・有楽町地区の訓練では、避難誘導の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催した。(都市整備局)</li> <li>・避難経路の精査については、八重洲地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局)</li> <li>・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局)</li> <li>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局)</li> </ul>		
		・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認を行った。	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。</li> <li>・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明会を実施する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、調査を実施し、結果を取りまとめて情報の共有を行った。(建設局)</li> <li>・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水等のハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。(都市整備局)</li> <li>・出水期前の地区部会では、地下街等の施設管理者と図上訓練を行った上で、実働訓練の実施を促し、浸水への備えを強化した。(都市整備局)</li> <li>・さらに新宿東地区及び大手町地区では、小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催し、水害に対する意識啓発の促進を図るとともに、施設管理者と発災時の避難行動の実効性を高める誘導を行った。(都市整備局)</li> <li>・平成20年に策定した東京都地下空間浸水対策ガイドラインについて、気候変動の影響や地下空間を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、今日技術開発の進展が目覚ましいICT技術等を活用した事例も含めた内容に改定し、半地下を含む地下室又は地下駐車場を有する中小ビルや個人住宅の所有者、大規模地下街等の管理者等が、安全な地下空間を確保するための指針とした。(都市整備局)</li> <li>・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</li> <li>・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局)</li> <li>・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)</li> </ul>		

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		八王子市		日野市		気象庁東京管区気象台		関東地方整備局		東京都		取組機関	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容												
⑨想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有</li> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定(水防法第14条)</li> <li>想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し</li> </ul>	現状と課題								<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局)</li> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成する必要がある(建設局、下水道局)。</li> </ul>	【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【市町村】 市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)		
		今後の取組の具体的な								<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(下水道局)</li> <li>引き続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局)</li> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。</li> </ul>			
		R6年度								<ul style="list-style-type: none"> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を指定・公表した。(建設局)</li> <li>引き続き雨水出水浸水想定区域図を作成。(下水道局)</li> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>			
		R7年度								<ul style="list-style-type: none"> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を指定・公表済である。(建設局)</li> <li>区部について水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。(下水道局)</li> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>			
⑩水害ハザードマップの作成、改良と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。</li> <li>水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。</li> <li>わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</li> </ul>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定(予想)区域図および土砂災害警戒区域を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度の3月にハザードマップを改訂し、全戸配布をした。</li> <li>ハザードマップはその他に、窓口での配布、HPでの公開で周知を図っている。</li> <li>住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、港湾局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局			
		今後の取組の具体的な	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民へ効果的に周知する方法を検討していく。</li> <li>想定区域の変更に合わせてハザードマップを適宜更新していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</li> <li>ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討する。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>				
		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市で調査した内水浸水予想区域と、秋川浸水予想区域を反映したハザードマップを作成し、総合防災ガイドブック(第3版)に掲載した上でホームページで公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度に発行した防災ガイドブックをもとに、引き続き防災講話等で解説・周知を行っている。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)</li> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>				
		R7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市で調査した内水浸水予想区域と、秋川浸水予想区域を反映したハザードマップを作成し、総合防災ガイドブック(第3版)に掲載した上でホームページで公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度に発行した防災ガイドブックをもとに、引き続き防災講話等で解説・周知を行っている。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>				
⑪まるごとまちごとハザードマップの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。</li> </ul>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>他区市町村の取組事例について調査・研究している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫しても住民や等に命の危険を及ぼすおそれがないことから、「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局			
		今後の取組の具体的な	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用対効果を含め、取組実施について検証していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他区市町村の取組事例を参考に検討していく。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)</li> </ul>				
		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検証を行う。</li> <li>現状は費用対効果に見合わないため、実施は見送っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国管理河川の取組をもとに、今後検討していく。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)</li> </ul>				
		R7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用対効果に見合わないため、実施は見送っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国管理河川の取組をもとに、今後検討していく。</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)</li> </ul>				

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑪ 浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題 ・内部情報として、公開はせず、窓口確認により情報提供している。	・より多くの住民へ周知するか必要性を踏まえて検討をする。			・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組 ・浸水履歴の公表に向けて情報を整理していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知するか必要性等踏まえてを検討していく。			・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R6年度 ・浸水履歴の公表に向けて情報を整理していく。	・引き続き他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知するか必要性等踏まえてを検討していく。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの運用開始を予定している。(建設局)	
		R7年度 ・浸水履歴を課の窓口及び課HPに公開をした。	・引き続き他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知するか必要性等踏まえてを検討していく。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムを公開し、運用している。(建設局)	
⑫ 自助・共助の仕組みの強化	A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題 東京マイ・タイムラインについて周知している。	・防災講話にて自助の重要性を説明するとともに、自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組 東京マイ・タイムラインについて周知している。	・マイタイムラインの配布を継続する。 ・自助の取り組みを促進する取り組みを検討していく。			・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)	
		R6年度 東京マイ・タイムラインについて周知している。	・防災講話にて自助の重要性を説明するとともに、自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。 ・窓口でのマイタイムラインの配布を継続する。 ・自助の取り組みを促進する取り組みを検討していく。 ・東京マイタイムラインをより作成しやすくした、日野市版簡易マイタイムラインを作成し、配布を行っている。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、電車内広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
		R7年度 東京マイ・タイムラインについて周知している。	・防災講話にて自助の重要性を説明するとともに、自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。 ・窓口でのマイタイムラインの配布を継続する。 ・自助の取り組みを促進する取り組みを検討していく。 ・東京マイタイムラインをより作成しやすくした、日野市版簡易マイタイムラインを作成し、配布を行っている。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、SNS広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や名簿利用についての自治体との協定締結を進めている。				・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉局
	今後の具体的な取組 ・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や名簿利用についての自治体との協定締結を進めていく。				・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉局)	
	R6年度 ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 新たに作られた要配慮者利用施設について、浸水状況、土砂災害警戒区域の情報を確認し、避難確保計画の作成について依頼した。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	・東京都社会福祉協議会と連携し、「防災気象情報」の利活用説明会を地域ブロックごとに実施中。(令和6年度は八王子、城南、城西 北北)			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)	
	R7年度 ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 新たに作られた要配慮者利用施設について、浸水状況、土砂災害警戒区域の情報を確認し、避難確保計画の作成について依頼した。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	・東京都社会福祉協議会と連携し、機を捉えて令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明する予定。			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)	

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑬ 自助・共助の仕組みの強化	C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	自主防災組織を対象とした防災指導員育成研修などの研修や出前講座を通じて、普及啓発活動を行っている。	・避難所ごとに地域自主防災会の結成を進め、防災の中心になれる人材の確保に努めている。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の取組の具体的な	引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。	・避難所ごとに地域自主防災会の結成を進め、住民の防災意識の向上と地域連携体制の醸成を行っていく。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)	
		R6年度	自主防災組織を対象とした防災指導員育成研修などの研修や出前講座を通じて、普及啓発活動を行った。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施した。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局)	
		R7年度	自主防災組織を対象とした防災指導員育成研修などの研修や出前講座を通じて、普及啓発活動を行った。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施した。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局)	
⑭ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・東京都管理河川を想定した訓練ではないが、関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の取組の具体的な	引き続き、関係機関と連携して水防訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。 ・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。 ・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
		R6年度	・総合水防訓練として、関係機関と連携し発災対応型訓練を実施した。	・水防訓練として関係機関と連携し、避難訓練を実施した。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示 ・6月28日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・8月6日 練馬区災害対策本部設置訓練 気象講演 ・10月20日 清瀬市総合防災訓練 プース展示 ・10月22日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 プース展示・実験 ・11月14日 東京都図上防災訓練(南海トラフ) 解説		・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
		R7年度	・総合水防訓練として、関係機関と連携し発災対応型訓練を実施した。住民参加型の訓練としている。	・水防訓練として関係機関と連携し、避難訓練を実施した。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知・広報を行った。 ・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練 ・8月31日 東京都・羽村市・日の出町総合防災訓練 ・9月28日 千代田区防災フェスタ ・10月5日 八丈町防災訓練 ・11月1日 杉並区総合防災訓練 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 ・11月15日 東京都・新島村総合防災訓練 ・11月16日 三鷹市総合防災訓練		・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
⑮ 防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題	出前講座などを通じて、防災教育を実施している。	・いくつかの学校で、課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。 ・東京都教育庁との連携を模索して、教育庁教育指導課を訪問したが、具体的な成果はなかった。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化局、総務局
		今後の取組の具体的な	引き続き教育部局と連携し、出前講座などを通じて、防災教育を実施している。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
		R6年度	小中学校の授業の一環として、出前講座や訓練を実施し、防災教育を行った。	・小中学校の課外授業として、水害に関する防災教育を実施した。	・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学」を7月26日～27日に実施。小学4年から6年生13人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区都の北学園に対する防災教育を11月15日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。 ・北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・瑞穂町教育委員会と連携し、瑞穂第一、第三、第四小学校の3校において気象防災に関する授業を行った。 ・東久留米市立小山小学校、渋谷区立幡代小学校、世田谷区立代田小学校、台東区立谷子子どもクラブ、アスク浅草橋子どもクラブにおいて気象防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)	
R7年度	小中学校の授業の一環として、出前講座や訓練を実施し、防災教育を行っている。	・小中学校の課外授業として、水害に関する防災教育を実施した。	・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学・気象の部」を7月25日～26日に実施。小学4年から6年生14人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区立都の北学園に対する防災減災教育を6月13日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。 ・11月20日、北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・東久留米市立小山小学校、墨田区立押上小学校、啓明学園中学校において気象防災、地震防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。 ・全国・東京都学校安全教育研究会の大会会場場となっている調布市立富士見台小学校において研究授業の授業作成等に協力し、ゲストティーチャーとして、台風防災、火山防災、マイ・タイムライン作成についての授業を実施した。 ・東京都立紅葉川高校の地理科教諭と共同で、「地理総合・防災分野」の指導案を作成し、授業を実施した。 ・清瀬市立第十小学校・第五中学校避難所運営委員会主催の防災フェスタに出展して、気象防災に関する普及啓発を行った。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)			

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」  
円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑯水位計、河川監視用カメラ等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。</li> <li>・水位計(危機管理型を含む)・河川監視用カメラの配置検討と設置状況(設置予定含む)を共有する。</li> <li>・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。</li> <li>・水位計が設置されている。</li> <li>・谷地川</li> <li>・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局)</li> <li>・狭隘なスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。(建設局)</li> <li>・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(交通局)</li> <li>・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】</li> <li>全区市町村が対象</li> <li>【東京都】</li> <li>建設局、水道局、交通局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報や浸水の恐れについて確認できるアプリケーションを導入と活用について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。</li> <li>・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局)</li> <li>・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局)</li> <li>・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報や浸水の恐れについて確認できるアプリ「八王子市流域水災害リスク情報」を導入した。アプリ機能として以下が確認できる。</li> <li>・位置情報と連携し、自分の位置のレーダー雨量、予測降雨を確認できる。</li> <li>・水位観測所、水位監視カメラの位置、水位情報の取得</li> <li>・キキル掲載の取得</li> <li>・想定最大の洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域の情報取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。</li> <li>・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局)</li> <li>・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。(建設局)</li> <li>・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局)</li> <li>・引き続き放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位情報や浸水の恐れについて確認できるアプリ「八王子市流域水災害リスク情報」を導入している。アプリ機能として以下が確認できる。</li> <li>・位置情報と連携し、自分の位置のレーダー雨量、予測降雨を確認できる。</li> <li>・水位観測所、水位監視カメラの位置、水位情報の取得</li> <li>・キキル掲載の取得</li> <li>・想定最大の洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域の情報取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。</li> <li>・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川監視カメラや水位計の増設を行い、今後も引き続き増設について検討していく。(建設局)</li> <li>・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。(建設局)</li> <li>・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局)</li> <li>・引き続き放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)</li> </ul>	
⑰水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。</li> <li>・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を想定した共同水防訓練を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に「多摩川」「浅川」、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。</li> <li>・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。</li> <li>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局)</li> <li>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】</li> <li>全区市町村が対象</li> <li>【東京都】</li> <li>建設局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前後の水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。</li> <li>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をしていく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をしていく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)</li> <li>・新たに大容量型移動式排水ポンプ車を1台整備し、円滑な水防活動が実施できるように操作訓練の実施に向けて調整を行った。(建設局)</li> </ul>	
⑱水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携した水防訓練を実施している。</li> <li>・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局)</li> <li>・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局)</li> <li>・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局)</li> <li>・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】</li> <li>全区市町村が対象</li> <li>【気象台】</li> <li>【東京都】</li> <li>建設局、総務局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、関係機関と連携して水防訓練を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局)</li> <li>・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合水防訓練として、関係機関と連携し発災対応型訓練を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防工法訓練を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防工法訓練を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知を行った。</li> <li>・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示</li> <li>・6月28日 東京都風水害図上訓練 気象講義</li> <li>・10月22日 東京都風水害図上訓練 気象講義</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局)</li> <li>・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局)</li> <li>・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合水防訓練として、関係機関と連携し発災対応型訓練を実施した。一部住民参加の訓練も併せて行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防工法訓練を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知・広報や関係機関との連携強化に係る取組を行った。</li> <li>・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練</li> <li>・5月27日 東京都風水害図上訓練</li> <li>・7月23日 練馬区風水害リスクマネジメント研修</li> <li>・12月24日 江東5区広域避難情報発令の図上訓練</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局)</li> <li>・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練を実施した。(建設局)</li> <li>・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参加した。(建設局)</li> </ul>	

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題 ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えについて広報、消防団員募集を実施している。	ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集等を図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の取組 ホームページや広報誌等を通じて、広く防災について広報、消防団員募集を実施している。	引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集等を図っていく。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
		R6年度 ・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。ホームページや広報誌等を通じて、広く防災について広報、消防団員募集を実施している。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。			・東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
		R7年度 ・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。ホームページや広報誌等を通じて、広く防災について広報、消防団員募集を実施している。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。			・危機管理産業展への参加や東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
⑪水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	現状と課題 毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。(市町間で相互応援協定を締結している。)			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の取組 引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R6年度 水防訓練に消防団等も参加し、活動の連携強化を図っている。	・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、運用方針を策定し区市町村に周知を行った。(建設局)	
		R7年度 水防訓練に消防団等も参加し、活動の連携強化を図っている。	・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑫災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題 総合防災ガイドブック(ハザードマップ)に救急告示医療機関、災害拠点病院を記載している。	・災害拠点病院の立地状況を確認している。 ・浸水予想区域内等に災害拠点病院等は存在しない。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の取組 浸水想定(予想)区域内の災害拠点病院を確認し、避難確保計画の作成および避難訓練の実施を通知する。	より迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		R6年度 浸水想定(予想)区域内の災害拠点病院を確認し、避難確保計画に基づく避難訓練の実施と報告について通知した。	より迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R7年度 浸水想定(予想)区域内の災害拠点病院を確認し、避難確保計画に基づく避難訓練の実施と報告について通知をしている。	より迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化等）について検討する。	現状と課題 ・本庁舎が浸水想定区域内のため止水版等を用意し、浸水対策を実施している。	・浸水想定区域外のため対策をとる必要がない。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組 ・浸水想定区域内の公共施設への対策検討する。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		R6年度 本庁舎の浸水防止のため、地下階の重要施設の浸水防止工事を完了した。	洪水浸水想定区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災对本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・下水道施設について、高潮、津波、外水はん蓋、内水はん蓋に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)	
		R7年度 本庁舎の浸水防止のため、地下階の重要施設の浸水防止施設をR6年に導入済みである。	洪水浸水想定区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災对本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん蓋、内水はん蓋に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)	

3) 氾濫水の排水に関する取組

氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題 消防団に消防用可搬式ポンプを配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組 ・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R6年度 ・配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・揚水機能等の下水道機能を確保するため、高潮、津波、外水はん蓋、内水はん蓋に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を実施(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づく、図上訓練を実施した。(建設局)	
		R7年度 ・配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん蓋、内水はん蓋に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づく図上訓練を実施した。(建設局)	

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

4) その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画に基づき順次整備を実施する。</li> <li>東京都河川維持管理基本方針等に基づき、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。</li> </ul>	現状と課題				<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局)</li> <li>河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
		今後の取組の具体的な				<ul style="list-style-type: none"> <li>着実に河川整備を進めていく。(建設局)</li> <li>着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)</li> </ul>	
		R6年度				<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局)</li> <li>出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)</li> </ul>	
		R7年度				<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局)</li> <li>出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)</li> </ul>	
④樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。</li> <li>都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。</li> <li>都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。</li> </ul>	現状と課題				<ul style="list-style-type: none"> <li>水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局)</li> <li>下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局)</li> </ul>	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の取組の具体的な				<ul style="list-style-type: none"> <li>水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局)</li> <li>引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局)</li> <li>国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)</li> </ul>	
		R6年度				<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)</li> </ul>	
		R7年度				<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)</li> </ul>	
⑤水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。</li> </ul>	現状と課題				<ul style="list-style-type: none"> <li>防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるとまことハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)</li> </ul>	【東京都】 建設局
		今後の取組の具体的な				<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	
		R6年度				<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまことハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	
		R7年度				<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまことハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑤適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題				・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局、下水道局)	【東京都】 住宅政策本部、建設局、下水道局
		今後の取組の具体的な				・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
		R6年度				・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
		R7年度				・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
⑥災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 建設局
		今後の取組の具体的な	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		R6年度	国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・講習・講演会等について、東京都防災気象講習会(4月23日)、東京都総合土砂災害推進連絡会(5月21日)、東京湾台風等対策協議会(6月25日)、東京都国民保護協議会(10月29日)において講演や解説を行った。 ・自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月28日【土砂】、6月6日【洪水】、2月4日予定【土砂】)。 ・東京都が主催する図上訓練(6月28日、10月22日、11月14日)に参加し、気象・地震の解説を行った。 ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		R7年度	国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・都内自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月22日、5月28日、2月16日予定)。 ・江東区を対象に気象防災ワークショップを行った。(8月14日) ・東京都風水害図上訓練に参加し、気象解説を行った。(5月27日) ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修の充実に向けて、引き続き改善していく。(建設局)	
⑦災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の取組の具体的な	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R6年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、情報通信訓練を通じてDIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。		・引き続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
		R7年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、情報通信訓練を通じてDIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。		・引き続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	

○南多摩西部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	八王子市	日野市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
◎地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題					【関東地方整備局】
		今後の取組の具体的な				・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和7年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	
		R6年度				・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		R7年度				・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。 ・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。 ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系(東京都)の減災に関わる取組方針が今年で第2期(令和3～令和7年)の最終年を迎えたことを踏まえ、第3期(令和8～令和12年)に向けた減災に係る取組方針の改定を行った。 ・要配慮者利用施設における水害時の避難訓練実施促進に向けたパンフレットを作成、公表した。	